

弘前大学利益相反ポリシー

平成20年 3月24日制定

平成21年10月22日最終改正

国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）は、「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」をモットーに、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら、第三の使命として、本学の有する知的、人的、物的資源等によって創出された成果を積極的に社会に還元することとしています。

本学の役員及び職員が学外の団体や企業と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その活動や成果に関して個人的利益と、公共の利益や大学の利益との関わりが深くなることから、本学が、組織としての社会的信頼を得て、社会貢献活動を推進するためには、社会貢献活動に伴う個人的利益が、本学の役員及び職員としての本来の責務や公共の利益を損なうことのないよう、利益相反を的確にマネジメントする必要があります。

そのために、本学は、利益相反ポリシーを以下のとおり定めます。

- (1) 透明性の高い社会貢献活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献を目指します。
- (2) 社会貢献活動において、役員及び職員が得る個人的利益を、役員及び職員としての本来の責務や連携活動の公共性等に対して優先することがないよう、利益相反マネジメント体制を構築し、その適用のもとに社会貢献をします。
- (3) 的確な利益相反マネジメントを行うため、役員及び職員に対して社会貢献に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程で収集された個人情報には、法律に基づき適正に管理し、役員及び職員のプライバシーの保護、守秘義務の遵守を徹底します。
- (4) 利益相反マネジメントに従って社会貢献活動を行う役員及び職員に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
- (5) 役員及び職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な社会貢献に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。